

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務町民課・税務係

個人情報ファイルの名称	個人住民税システム（COKAS-R/ADⅡ）ファイル	
行政機関等の名称	朝日町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務町民課 税務係	
個人情報ファイルの利用目的	地方税法及び朝日町税条例等の規定に基づき、個人町県民税の賦課徴収事務のために利用する。	
記録項目	1 異動年月日、2 徴収区分、3 異動理由、4 申告資料、5 扶養者名、6 宛名番号、7 個人番号、8 世帯番号、9 氏名、10 生年月日、11 住所、12 性別、13 行政区、14 年齢、15 所得項目、16 所得金額、17 控除項目、18 控除金額、19 課税標準額、20 税額項目、21 所得税額、22 合計所得金額、23 総所得金額、24 控除合計、25 所得割、26 均等割、27 町県民税額、28 森林環境税額、29 年税額、30 特別徴収事業所名、31 受給者番号、32 年金特別徴収義務者、33 年金種別	
記録範囲	課税対象者、納税義務者、控除対象配偶者、被扶養者、関係相続人、送付先	
記録情報の収集方法	住民記録システム（COKAS-R/ADⅡ）、宛名システム（COKAS-R/ADⅡ）、納付システム（COKAS-R/ADⅡ）、確定申告システム（The 確定申告 V）、国税連携システム、地方税共通納税システム、中間サーバー、申告、申請、届出、給与支払者、公的年金支払者、税務署、行政機関内関係所管課、他市区町村関係所管課、公用請求により官公署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	行政機関内関係所管課、税務署、他市区町村関係所管課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）朝日町税務町民課	
	（所在地）990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1 1 1 5	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

作成日（最終修正日）：令和6年3月31日